

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)

## 目 次

◇告 示 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)

旧慣使用林野整備計画の認可 (林務課)

保安林の指定の解除予定 (森林保全課)

収入証紙の小売りさばき人の指定 (会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり光徳土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条  
第十七項の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	監事	平成九年七月十三日退任	就任した役員の氏名及び住所
野口亨壽	吉田春男	西山安治	西伯郡名和町大字東坪九一〇
近藤弘	吉田彦一	吉村充寛	西伯郡名和町大字西坪一六五
西伯郡名和町大字豊成九〇三	山下達雄	船越愛二郎	西伯郡名和町大字西坪一五四
西伯郡名和町大字豊成九〇二	中村公	西伯郡名和町大字西坪一五六	西伯郡名和町大字西坪一六八
西伯郡名和町大字豊成九〇一	二ノ宮守政	西伯郡名和町大字小竹三九八	西伯郡名和町大字豊成九二一
西伯郡名和町大字豊成九〇〇	石谷弘義	西伯郡名和町大字西坪一三七	西伯郡名和町大字西坪一三九
西伯郡名和町大字豊成九〇一	上村和義	西伯郡名和町大字西坪一七九	西伯郡名和町大字西坪一七九
西伯郡名和町大字豊成九〇二	林原富三郎	西伯郡名和町大字東坪九一〇	西伯郡名和町大字豊成九二三
西伯郡名和町大字豊成九〇三	林原繁康	西伯郡名和町大字東坪九一一	西伯郡名和町大字豊成九二四
西伯郡名和町大字豊成九〇四	石谷弘義	西伯郡名和町大字東坪九一〇	西伯郡名和町大字豊成九二五
西伯郡名和町大字豊成九〇五	二ノ宮守政	西伯郡名和町大字東坪九一一	西伯郡名和町大字豊成九二六
西伯郡名和町大字豊成九〇六	吉田春男	西伯郡名和町大字西坪一五四	西伯郡名和町大字豊成九二七
西伯郡名和町大字豊成九〇七	中西正夫	西伯郡名和町大字西坪一五五	西伯郡名和町大字豊成九二八
西伯郡名和町大字豊成九〇八	徳永幹	西伯郡名和町大字西坪一五六	西伯郡名和町大字豊成九二九
西伯郡名和町大字豊成九〇九	山下達雄	西伯郡名和町大字西坪一五七	西伯郡名和町大字豊成九三〇
西伯郡名和町大字豊成九一〇	西山安治	西伯郡名和町大字西坪一五八	西伯郡名和町大字豊成九三一
西伯郡名和町大字豊成九一一	吉村充寛	西伯郡名和町大字西坪一五九	西伯郡名和町大字豊成九三二
西伯郡名和町大字豊成九一二	船越愛二郎	西伯郡名和町大字西坪一六〇	西伯郡名和町大字豊成九三三
西伯郡名和町大字豊成九一三	西伯郡名和町大字西坪一六一	西伯郡名和町大字西坪一六一	西伯郡名和町大字豊成九三四
西伯郡名和町大字豊成九一四	西伯郡名和町大字西坪一六二	西伯郡名和町大字西坪一六二	西伯郡名和町大字豊成九三五
西伯郡名和町大字豊成九一五	西伯郡名和町大字西坪一六三	西伯郡名和町大字西坪一六三	西伯郡名和町大字豊成九三六
西伯郡名和町大字豊成九一六	西伯郡名和町大字西坪一六四	西伯郡名和町大字西坪一六四	西伯郡名和町大字豊成九三七
西伯郡名和町大字豊成九一七	西伯郡名和町大字西坪一六五	西伯郡名和町大字西坪一六五	西伯郡名和町大字豊成九三八
西伯郡名和町大字豊成九一八	西伯郡名和町大字西坪一六六	西伯郡名和町大字西坪一六六	西伯郡名和町大字豊成九三九
西伯郡名和町大字豊成九一九	西伯郡名和町大字西坪一六七	西伯郡名和町大字西坪一六七	西伯郡名和町大字豊成九四〇
西伯郡名和町大字豊成九二〇	西伯郡名和町大字西坪一六八	西伯郡名和町大字西坪一六八	西伯郡名和町大字豊成九四一

平成11年1月19日 火曜日

ク 野 口 博 史 西伯郡名和町大字豊成五二四一  
 ク 林 原 忠 德 西伯郡名和町大字倉谷五一〇一  
 ク 日 野 永 保 西伯郡名和町大字東坪八五〇  
 ク 大 西 邦 夫 西伯郡名和町大字東坪二七一  
 ク 近 藤 司 西伯郡名和町大字西坪二三七  
 ク 川 口 壽 男 西伯郡名和町大字豊成一〇四七  
 ク 西 山 安 治 西伯郡名和町大字西坪二八七

平成九年七月十四日就任 任期四年

監 事  
 西 山 安 治  
 近 藤 司  
 川 口 壽 男  
 西伯郡名和町大字西坪二三七  
 西伯郡名和町大字豊成一〇四七  
 西伯郡名和町大字東坪二八七

次の図に示す部分に限る。)、一一五六の四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第二十四号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県告示第二十二号  
 佐治村長から申請のあった尾際地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、平成十一年一月十一日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸頭一一五五の一・一一五六の二(以上二筆について)

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成十一年一月十四日	六一三	米子市旗ヶ崎二 丁目一五一一	学校法人米子 自動車学校	米子市旗ヶ崎二 丁目一五一一